

介護老人福祉施設 アイランドシティ照葉

利用料金表

令和6年8月1日現在

1割負担		31日あたり	1日あたり	介護保険(1割)	食費	居住費	
				介護サービス費			
介護保険負担限度額認定証	第4段階	要介護1	155,031円	5,001円	796円	1,445円	2,760円
		要介護2	157,294円	5,074円	869円		
		要介護3	159,712円	5,152円	947円		
		要介護4	162,006円	5,226円	1,021円		
		要介護5	164,238円	5,298円	1,093円		
	第3段階②	要介護1	109,306円	3,526円	796円	1,360円	1,370円
		要介護2	111,569円	3,599円	869円		
		要介護3	113,987円	3,677円	947円		
		要介護4	116,281円	3,751円	1,021円		
		要介護5	118,513円	3,823円	1,093円		
	第3段階①	要介護1	87,296円	2,816円	796円	650円	1,370円
		要介護2	89,559円	2,889円	869円		
		要介護3	91,977円	2,967円	947円		
		要介護4	94,271円	3,041円	1,021円		
		要介護5	96,503円	3,113円	1,093円		
	第2段階	要介護1	64,046円	2,066円	796円	390円	880円
		要介護2	66,309円	2,139円	869円		
		要介護3	68,727円	2,217円	947円		
		要介護4	71,021円	2,291円	1,021円		
		要介護5	73,253円	2,363円	1,093円		
第1段階	要介護1	61,256円	1,976円	796円	300円	880円	
	要介護2	63,519円	2,049円	869円			
	要介護3	65,937円	2,127円	947円			
	要介護4	68,231円	2,201円	1,021円			
	要介護5	70,463円	2,273円	1,093円			

2割負担		31日あたり	1日あたり	介護保険(2割)	食費	居住費
				介護サービス費		
要介護1		179,676円	5,796円	1,591円	1,445円	2,760円
要介護2		184,202円	5,942円	1,737円		
要介護3		189,069円	6,099円	1,894円		
要介護4		193,657円	6,247円	2,042円		
要介護5		198,121円	6,391円	2,186円		

3割負担		31日あたり	1日あたり	介護保険(3割)	食費	居住費
				介護サービス費		
要介護1		204,321円	6,591円	2,386円	1,445円	2,760円
要介護2		211,110円	6,810円	2,605円		
要介護3		218,426円	7,046円	2,841円		
要介護4		225,308円	7,268円	3,063円		
要介護5		232,004円	7,484円	3,279円		

※上記金額は概算です。実際の請求金額は裏面記載の加算等を含みますのでご注意ください。

☆食費(1,445円)内訳

朝食	昼食 + おやつ	夕食
320円	605円	520円

★おむつ代、衣類のクリーニング代は介護サービス費に含まれています

★上記金額におきましては、配置基準や法改正により変更になる場合がございます

介護老人福祉施設 アイランドシティ照葉

利用料金表

☆加算内訳

☆その他の加算(該当時・対象の方のみ算定)

看護体制加算 I	1日につき	4単位	初期加算(入所日より30日間)	1日につき	30単位
看護体制加算 II	1日につき	8単位	療養食加算(医師の指示による特別食の提供)	1食につき	6単位
個別機能訓練加算 I	1日につき	12単位	外泊時費用(入院・外泊時に1月に6日を限度)	1日につき	246単位
個別機能訓練加算 II	1月につき	20単位	安全対策体制加算	入所時1回	20単位
夜勤職員配置加算IV(口)	1日につき	21単位	口腔衛生管理加算 I	1月につき	90単位
日常生活継続支援加算 II	1日につき	46単位	退所時栄養情報連携加算	1月につき	70単位
科学的介護推進体制加算 II	1月につき	50単位	退所時情報提供加算	退所時1回	250単位
協力医療機関連携加算	1月につき	100単位			
高齢者施設等感染対策向上加算 I	1月につき	10単位			
高齢者施設等感染対策向上加算 II	1月につき	5単位			

★減額制度につきましては、介護保険証の住所地の市区町村(介護保険課)の窓口でお尋ね下さい。

	収入等の要件	資産等の要件
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯全員が市民税非課税である老齢福祉年金受給者	預貯金の合計が 単身1,000万円以下、夫婦で2,000万円以下
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額+年金収入金額の合計が80万円以下	預貯金の合計が 単身650万円以下、夫婦で1,650万円以下
第3段階①	世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額+年金収入金額の合計が80万円超120万円以下	預貯金の合計が 単身550万円以下、夫婦で1,550万円以下
第3段階②	世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額+年金収入金額の合計が120万円超	預貯金の合計が 単身500万円以下、夫婦で1,500万円以下

<その他費用について> ※下記にかかる費用、日常生活用品は実費負担となります。

<input type="checkbox"/> 理美容代	<input type="checkbox"/> レクリエーション等にかかる物品代	<input type="checkbox"/> 私物洗濯代(ドライクリーニング等を利用する場合)
<input type="checkbox"/> 売店購入代	<input type="checkbox"/> 趣味・嗜好品・外注食の飲食代等	<input type="checkbox"/> 協力医療機関以外の通院にかかる交通費・駐車場代

<p>* 所定単位数に以下の各加算を乗じた単位数が加算されます ・介護職員等処遇改善加算【I】 加算14.0%</p> <p>※例 要介護3の場合</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">介護サービス費 815単位</td> <td style="width: 50%;">日常生活支援継続加算 46単位</td> </tr> <tr> <td>個別機能訓練加算 I 12単位</td> <td>科学的介護推進体制加算(月1回) 50単位</td> </tr> <tr> <td>看護体制加算 I 口 4単位</td> <td>個別機能訓練加算 II (月1回) 20単位</td> </tr> <tr> <td>看護体制加算 II 口 8単位</td> <td>協力医療機関連携加算(月1回) 100単位</td> </tr> <tr> <td>夜勤職員配置加算IV2 21単位</td> <td>高齢者施設等感染対策向上加算(月1回) 15単位</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">31日 28,271単位</p> <p>介護職員等処遇改善加算【I】 28,271単位×14.0%=3,958単位</p> <p style="text-align: center;">(要介護3の場合) 合計 31日当たり 3,958単位</p>	介護サービス費 815単位	日常生活支援継続加算 46単位	個別機能訓練加算 I 12単位	科学的介護推進体制加算(月1回) 50単位	看護体制加算 I 口 4単位	個別機能訓練加算 II (月1回) 20単位	看護体制加算 II 口 8単位	協力医療機関連携加算(月1回) 100単位	夜勤職員配置加算IV2 21単位	高齢者施設等感染対策向上加算(月1回) 15単位	<p>* 入院・外泊をされた場合も居住費はかかります 外泊時費用算定期間を超えると(7日目以降)、減額の段階に関係なく第4段階の金額(2,760円)となります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> 居住費 2,760円 + 1,310円 + 820円 + 外泊時費用 246単位/日 </td> <td style="border: 1px solid black; padding: 10px; background-color: #cccccc;"> 居住費 2,760円 </td> </tr> <tr> <td>入院後6日間</td> <td>入院後7日目以降</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">※生活保護受給者も同様です</p>	居住費 2,760円 + 1,310円 + 820円 + 外泊時費用 246単位/日	居住費 2,760円	入院後6日間	入院後7日目以降
介護サービス費 815単位	日常生活支援継続加算 46単位														
個別機能訓練加算 I 12単位	科学的介護推進体制加算(月1回) 50単位														
看護体制加算 I 口 4単位	個別機能訓練加算 II (月1回) 20単位														
看護体制加算 II 口 8単位	協力医療機関連携加算(月1回) 100単位														
夜勤職員配置加算IV2 21単位	高齢者施設等感染対策向上加算(月1回) 15単位														
居住費 2,760円 + 1,310円 + 820円 + 外泊時費用 246単位/日	居住費 2,760円														
入院後6日間	入院後7日目以降														

介護老人福祉施設 アイランドシティ照葉 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人怡土福祉会が開設する介護老人福祉施設アイランドシティ照葉（以下「施設」という。）が行う、指定介護老人福祉施設事業の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態にある入所者に対し、適切な施設サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 施設は、入所者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入所前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活が送れるようサービスを提供する。

2. 地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
3. 適切な介護技術をもってサービスを提供する。
4. 常に提供したサービスの質の管理・評価を行う。

(施設の名称等)

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 介護老人福祉施設 アイランドシティ照葉
- (2) 所在地 福岡市東区香椎照葉3丁目4-3

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 施設に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 施設長（管理者） 1名（常勤、兼務）
施設長（管理者）は、施設の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 医師 2名（非常勤、兼務）
入所者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のため適切な措置を行う。
- (3) 介護支援専門員 1名（常勤、専従）
施設サービス計画の作成を行う。
- (4) 生活相談員 1名以上（常勤、専従）
入所者の生活相談、処遇の企画や実施等を行う。
- (5) 管理栄養士 1名（常勤、兼務）

食事の献立作成、栄養計算、入所者に対する栄養指導等を行う。

- (6) 看護職員 3名以上（常勤、専従）
入所者の保健衛生並びに看護業務を行う。
- (7) 介護職員 40名以上（常勤、専従及び非常勤）
入所者の心身の状況等的確に把握し、入所者に対し適切な介助を行う。
- (8) 機能訓練指導員 1名（常勤、専従）
入所者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために必要な機能訓練を行う。
- (9) 事務員 1名（常勤）
経理事務・介護保険関係事務を行うほか、入所者の事務代行を行う。
- (10) その他の職員
上記職種その他、職務内容に応じて必要な職員を置く。

（入所定員）

第5条 施設の入所定員は、100名とする。

2. 施設のユニット数は10ユニットとする。

3. ユニットごとの定員は次のとおりとする。

- (1) 1-1ユニット 10名
- (2) 1-2ユニット 10名
- (3) 2-1ユニット 10名
- (4) 2-2ユニット 10名
- (5) 2-3ユニット 10名
- (6) 2-4ユニット 10名
- (7) 3-1ユニット 10名
- (8) 3-2ユニット 10名
- (9) 3-3ユニット 10名
- (10) 3-4ユニット 10名

4. 災害等やむをえない場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて利用できない。

（入所者に対する指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額）

第6条 指定介護老人福祉施設事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 日常生活上の援助
- (2) 健康状態の確認
- (3) 機能訓練サービス
- (4) 入浴サービス
- (5) 食事サービス

- (6) 相談・援助に関すること
 - (7) レクリエーション行事の実施
 - (8) 施設サービス計画の作成
 - (9) その他入所者が適切なサービスを利用できる為の便宜の提供
2. 施設は、法定代理受領サービスに該当する指定介護福祉サービスを提供した場合、入所者から利用料の一部として、当該施設サービス費用基準額から施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
 3. 法定代理受領サービスに該当しない指定介護老人福祉施設サービスを提供した際に入所者から支払を受ける利用料の額と、サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにする。
 4. 前項の支払を受ける額のほか、別紙利用料金表に掲げる項目については、別に料金の支払を受けるものとする。
 5. 前項の費用の支払を受ける場合には、入所者又はその家族に対し事前に文書を交付して説明を行い、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(施設利用に当たっての留意事項)

第7条 入所者は、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努める。

2. 入所者が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続きにより管理者に届け出る。
3. 入所者は健康に留意するものとし、施設で行う健康診断は、特別な理由がない限り受診する。
4. 入所者は施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために施設に協力する。
5. 入所者は施設内で次の行為をしてはならない。
 - (1) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
 - (2) けんか、口論、泥酔などで他の入所者等に迷惑を及ぼすこと。
 - (3) 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
 - (4) 指定した場所以外で火気を用いること。
 - (5) 故意に施設もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。
6. 入所者は、サービスに係る利用料等を当該サービスを利用した月の翌月末日までに速やかに支払うものとする。
7. 入所にあたり入所者は施設と利用契約を締結する。契約の有効期限は要介護認定の有効期限と同じだが、入所用件が満たされていれば、自動的に更新する。
8. 入所者は、理由の如何を問わずいつでも契約を解除することができる。
9. 以下の場合は、連絡がなくとも契約は自動的に終了する。
 - (1) 他の介護保険施設や認知症対応型共同生活介護施設等へ入所した場合
 - (2) 介護認定区分が、非該当・要支援となった場合

(3) 死亡または被保険者資格を喪失した場合

10. 以下の場合、施設から通知の上契約を解除する。

- (1) 施設で実施される入退所検討委員会において、退所して自宅で生活ができると判断された場合。
- (2) サービスの利用料金を3ヶ月以上滞納し、支払いを催告したにもかかわらず10日以内に入金がない場合。
- (3) 医療機関へ入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込みがないことが判明した場合。または、3ヶ月を経過しても退院できない場合。
- (4) やむを得ず、施設を縮小または閉鎖する場合。

(非常災害対策)

第8条 施設は、非常災害に備えて必要な設備（スプリンクラー・消火器・防火扉・非常用自動通報装置）を設け、防災、避難に関する計画を作成する。

2. 非常災害に備え、年2回以上、避難、救出その他必要な訓練等を行う。

(協力病院等)

第9条 入院治療を必要とする入所者のために協力病院及び、協力歯科医療機関を定める。

医療法人社団朝菊会昭和病院	福岡市西区北原2-2-6
医療法人社団朝菊会昭和歯科医院	福岡市西区北原1-5-5
医療法人相生会福岡みらい病院	福岡市東区香椎照葉3-5-1
医療法人原土井病院	福岡市東区青葉6-40-8
医療法人福和会別府歯科医院	福岡市東区千早4-27-1

(秘密の保持)

第10条 職員は、正当な理由なく業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を他に漏らしてはならない。

2. 職員に対しては、退職後も、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持させる為、雇用契約の内容とする。
3. 居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ入所者の同意を得る。

(身体拘束)

第11条 施設は、入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除いて、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」と言う。）を行わない。

2. 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者

の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録し、家族等にも説明を行う。

(虐待防止に関する事項)

第12条 施設は、入所者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 虐待を防止するための職員に対する研修の実施
- (3) 成年後見制度の利用支援
- (4) 入所者及びその家族からの虐待等に関する苦情処理体制の整備

(苦情対応)

第13条 施設は、提供したサービスに関する入所者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、施設長、介護支援専門員、または担当生活相談員が受付窓口となり、事実関係調査の実施、改善措置、入所者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じるものとする。

2. 提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、または市町村職員からの質問・紹介に応じ、入所者からの苦情に関する調査に協力する。市町村から指導または助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。
3. サービスに関する入所者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力すると共に、国民健康保険団体連合会から助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。

(地域との連携等)

第14条 施設は、運営に当たって、地域住民又は住民の活動との連携、協力を行うなど、地域との交流に努める。

(事故発生時の対応)

第15条 施設は、入所者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに市町村、家族等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じる。

2. 施設は、入所者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(緊急時の対応)

第16条 施設は、施設サービスの提供を行っているときに、入所者に病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は速やかに医師または施設が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を行う。

(従業者の研修)

第17条 施設は従業者の資質の向上を図るため、採用時3ヶ月以内、また、1年に1回以上研修の機会を確保する。

(委任)

第18条 この規程に定める事項のほか、施設の運営に関する重要事項は、理事長が定める。

附則

この規程は、平成22年 10月 1日から施行する。

この規程は、平成23年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成24年 6月 1日から施行する。

この規程は、平成26年 1月 1日から施行する。

この規程は、平成28年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成29年 3月 1日から施行する。

この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和3年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和5年 10月 1日から施行する。